

○財務省告示第三百二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十一年八月十日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年九月九日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 国庫短期証券（第四十五回）

二 発行の根拠の法律及びその条項
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第九項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

三 振替法の適用等
以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法
以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

十 十

發 行 日

一 一

行 行 格

イ

入 札 發 行

口

国 債 市 場

ロ

特 別 参 加 場

者

第 I 加 場

非

争 入 札 發 行

争

非 争 入 札 發 行

行

争 入 札 發 行

十

行 争 入 札 發 行

十二

行 争 入 札 發 行

償 還 期 限

行 争 入 札 發 行

償 還 期 限

行 争 入 札 發 行

償 還 金 額

行 争 入 札 發 行

元 金 支 払 額

行 争 入 札 發 行

場 所

行 争 入 札 發 行

入 札 参 加

行 争 入 札 發 行

十 六

行 争 入 札 發 行

十 五

行 争 入 札 發 行

十 四

行 争 入 札 發 行

十 三

行 争 入 札 發 行

償 還 金 額

行 争 入 札 發 行

元 金 支 払 額

行 争 入 札 發 行

場 所

行 争 入 札 發 行

入 札 参 加

行 争 入 札 發 行

者

行 争 入 札 發 行

十 六

行 争 入 札 發 行

十 五

行 争 入 札 發 行

十 四

行 争 入 札 發 行

十 三

行 争 入 札 發 行

十 二

行 争 入 札 發 行

の記載又は記録は、最低額と金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十一年八月十日

平成二十一年八月十日

額面金額百円につき九十九円九

額面金額百円以上につき九十九円九

額面金額百円につき九十九円九

平成二十一年八月十日

たし、償還期が銀行休業日に

ただし、償還期は、その翌営業日に

償還金を支払う。

額面金額百円につき九十九円九

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者